

現行

**地域公共交通会議（道路運送法施行規則第9条の3）**

構成員

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

主な協議事項

運行内容等

運賃

改正後

**地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条の2）**

構成員（変更なし）

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

**（運賃等）協議会（道路運送法第9条第4項） 新設**

構成員

- ・市町村 又は 都道府県
- ・当該運賃等を定めようとするバスorタクシー事業者
- ・地方運輸局長
- ・住民意見代表者（市町村長又は都道府県知事が指定）

複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

利用者等の意見を反映させるために必要な措置

- 公聴会の開催
- パブリックコメントの募集
- 市政広報誌への掲載
- 地域住民に対するアンケート調査
- 関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施

のいずれか、あるいは + を実施する

改正のポイント

路線新設等の場合、これまでは「地域公共交通会議」において協議を行っていたが、改正後（令和5年10月1日～）は路線や系統については「地域公共交通会議」で、運賃については「（運賃等）協議会」で、それぞれで協議を行う必要あり。

地域公共交通会議と連続して（運賃等）協議会で協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員は退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が（運賃等）協議会の協議に参加しないように留意する必要あり。

市町村又は都道府県は、（運賃等）協議会で協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり。

# (運賃等)協議会について

## 1. 概要 (法第9条第4項)

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独禁法に抵触しない形で協議を行うために(運賃等)協議会を新たに設置
- ・(運賃等)協議会では、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等(改正運送法第9条第4項)の設定や変更について協議 地域交通法第6条に規定する「協議会(法定協議会)」とは異なる。

## 2. 開催方法 (法第9条第4項)

- ・独禁法に抵触しないために、構成員を限定、地域公共交通会議とは別の形で開催する必要あり  
地域公共交通会議と連続して(運賃等)協議会で協議を行う場合、(運賃等)協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員は退室又は別室で協議を行うなど、(運賃等)協議会の構成員以外が(運賃等)協議会の協議に参加しないように留意が必要  
複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

## 3. 利用者等の意見を反映させるために必要な措置 (法第9条第5項)

- ・市町村又は都道府県は、協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、住民、利用者、利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり
- ・方法としては以下が想定される ( )内は想定する対象者  
公聴会の開催(住民・利用者・利害関係者)  
パブリックコメントの募集(住民・利用者・利害関係者)  
市政広報誌への掲載(住民・利用者・利害関係者)  
地域住民に対するアンケート調査(住民・利用者)  
関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施(利害関係者)  
法第9条第5項を満たす(住民、利用者、利害関係者の意見を反映させる)ため、  
のいずれかを実施、あるいは + を併せて実施する。

## 協議が調っていることを証する書類（証明書）

- 従来、地域公共交通会議にて運行内容や運賃について協議が調った場合には「協議が調っていることを証する書類（証明書）」を発行し、事業者から管轄支局へ提出する申請書や届出書に添付していたが、改正後は、運行内容については地域公共交通会議の発行する証明書を、運賃については（運賃等）協議会の発行する証明書を、それぞれ添付する必要あり

### 様式例：地域公共交通会議

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等  
において協議が調っていることの証明書

令和 年 月 日付け 地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 協議が調っている路線又は営業区域
- 協議が調っている運行系統又は運送の区間
- 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 年 月 日

地域公共交通会議  
会長

### 様式例：運賃等協議会

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和 年 月 日付け 地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

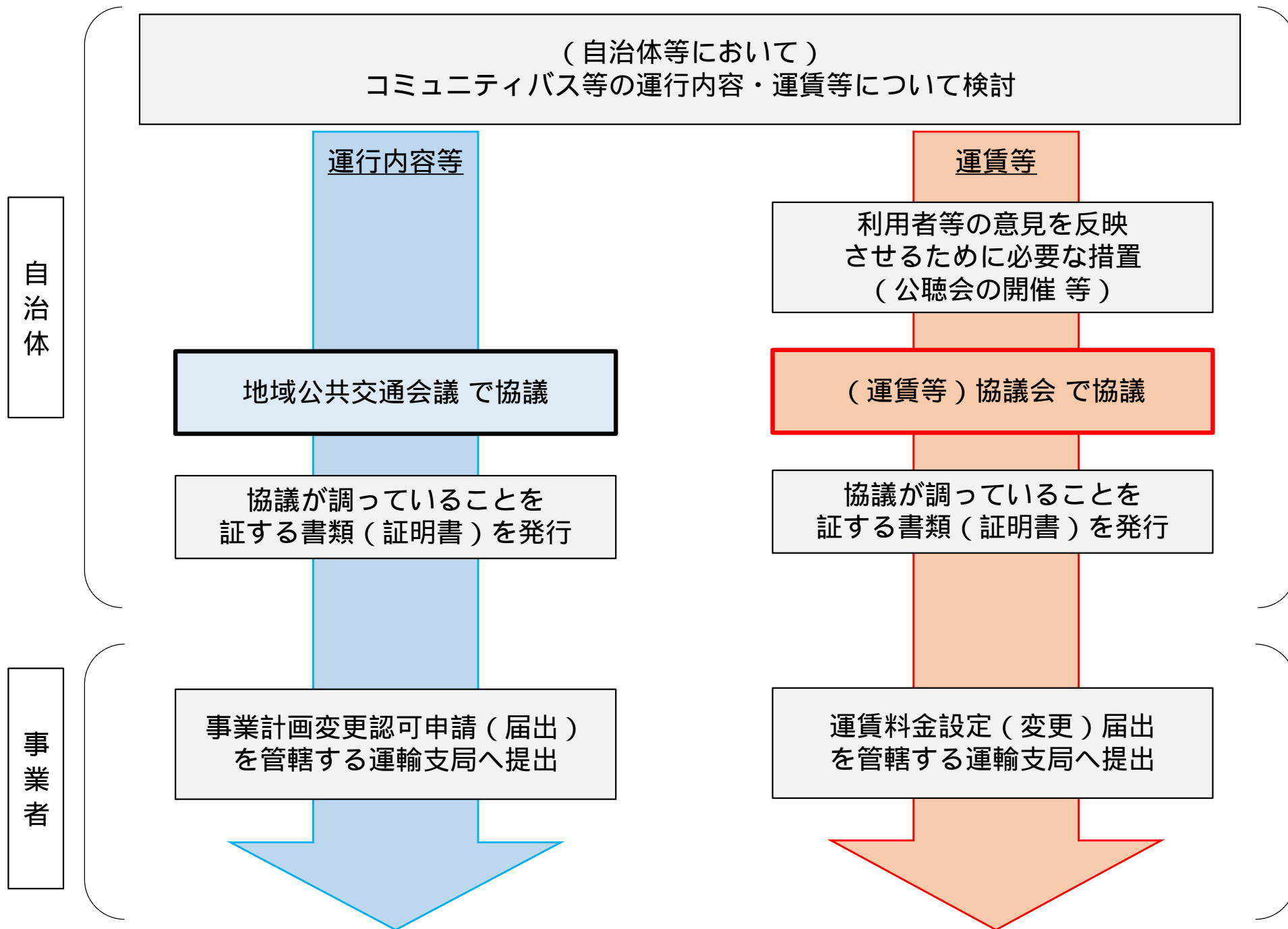
記

- 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
- 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
- 運賃（料金）を適用する路線又は営業区域
- 運賃（料金）を適用する運行系統又は運送の区間

令和 年 月 日

協議会

# 手続きフロー（一例）



## ○佐久市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

**第1条** 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、佐久市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の組織)

**第3条** 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 長野運輸支局長の指名する者
- (9) 長野県知事の指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の総意をもって決する。

4 交通会議の会議は、公開とする。ただし、会長は、会議の円滑かつ公正な運営に支障があると認めるときは、会議に諮り、公開としないことができる。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

**第7条** 交通会議に、必要に応じ、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、委員及び市職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 幹事会は、交通会議が付託した事案又は交通会議に付議する事項で、あらかじめ研究若しくは調整を必要とする事案について調査及び検討を行う。

5 幹事会は、前項の調査及び検討のほか、交通会議の協議事項のうち、交通会議が委任する軽微な事項について決定をすることができる。

6 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。

7 幹事会は、第4項の調査及び検討の結果並びに第5項の決定の内容を委員会に報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

**第8条** 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

**第9条** 交通会議の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。